#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

#### 調停委員へのメッセージ: 意識を持って調停し、調 停について語りましょう

レビン小林, 久子 九州大学大学院法学研究院: 教授: 米文学, 社会学

https://doi.org/10.15017/15603

出版情報:法政研究. 76 (1/2), pp.81-99, 2009-10-01. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

もちろん、全国で総数二万人とも言われる裁判所調停委員の方々が、全く何も語らなかったとは思いません。

# 調停委員へのメッセージ:意識を持って調停し、調停について語りましょう

レビン小林久子

はじめに

そのメッセージとは、日本で調停の現場を最も良く知る人として、調停委員の皆様に、調停についてもう少し大きな声 そのなかで調停委員の声を聞くことはほとんどありませんでした。調停は仲裁と並びADRの中心的解決方法です。こ すでにかなりな年月が経ちました。この間、日本のADRのあるべき姿について多くの提言がなされました。しかし、 の事実を考えたとき、調停委員の沈黙は私には何とも解せないことでした。 で語っていただきたいというものです。これは私の個人的な願いでもあります。日本でADRが議論され始めてから、 本日、私は、東北の調停委員の皆様に聞いていただきたいひとつのメッセージを持って、この場に立っております。

講 黙していたのではなく、その声が広く社会に伝わらなかったからではないかと思います。 大々的に話すことはためらわれた、なども理由だったかもしれません。その理由は多義的・複合的であり、 がごく限られた範囲内で行われていた、意見を述べる視点が特殊で社会全体として理解され難かった、 委員の声は聞かれなかったのでしょうか。ひとつには、その声が小さ過ぎたという理由が考えられます。さらに、 しかし、それでは何故、 守秘義務

とはできませんが、しかし、明白なことは、そのような沈黙は日本の調停発展に益していない、という事実です。

私は日本の裁判所で調停を実施した経験がございません。また、私が実践してきた調停は、俗に言う同席調停です。 機会をいただきました。この機会を、 うぞよろしくお願いいたします。 のため、 たなら、同じ調停人としてこれほどうれしく、頼もしいことはございません。とは言うものの、 と思います。本講演の最後に、調停委員が語ることについて、調停委員の皆様のご理解とご賛同を得ることができまし に誇る調停にするためには、今、 いては、ここで前もってお詫びを申し上げ、皆様のご理解とご了承をお願いしておきたいと思います。そのときは、ど 日本の調停は、 本講演において、正確ではない意見、勘違いしたコメントを口にすることがあるやもしれません。 八○年の伝統を有する日本の調停を、次の八○年、さらに、その次の八○年の間、 調停を日々実践している調停委員が大きな声で語ることによって、一段と発展する、 皆様の積極的な語りが必要なのです。本日、 何故私がそのように考えるのか、について説明するために使わせていただきたい 私は、 皆様の前で講演するという貴重な 社会に役立つ、そして世界 皆様ご承知のように、 と私は考えてお

半には、 義な語りを実践するためには、 ることによって調停委員が果たす社会的貢献について説明することで達成されると思います。 後半は、 その点についても少し述べてみたいと思います。このように、 そのための必要性という、二種類の必要性について説明することから本講演は構成されています。 調停委員の意識と調停委員を取り巻く環境が変わることも必要です。そこで、講演の後 調停委員が語ることを中心に、前半は、 しかし、 調停委員が有意 その必

### 第 節 語ることの必要性

に対する寄与です。これから、この三点について述べていきます。 ADR全体の発展に対する寄与、第二は、 私は、 調停委員は、 調停について語ることで、三種類の社会的貢献を果たすことができると考えます。その第一は、 臨床法学発展に対する寄与、そして、第三に未来に向けた紛争解決制度構築

## a ADR全体の発展に対する寄与

前ほどのエネルギーが感じられないような気がします。 決センターが開設され、法テラスも平成一八年から活動を始めています。にもかかわらず、最近のADR運動には、 平成一六年にADR促進法が制定され、 本年四月より施行されました。 現在のADR界は、 各地に仲裁センター、 あたかも大仕事をやり上げ一息入れている 調停センター、 紛争解 以

これからのADRの議論はもっと現場に即した、 しかし、その巨人は、一息入れながら、次のステップを模索しているのではないでしょうか。 臨床的なものになっていくように思えます。 少なくとも調停に関する 私には、

そうなるに違いありません。そして、その時大いに必要とされるのが、調停委員の皆様の現場における経験では

限り、

巨人のようです。

好ましくない結果を生んでいます。

第一に、

議論の枠組みが偏ってしまったことです。

弁護士、

判事、調査官、

調停委員の参加がありませんでした。この事実は、

すでに申し上げましたが、これまでのADRの議論には、

いでしょうか。 皆様の語りは、 ADRの巨人に次は何をなすべきか示すことができると、私は考えているのです。

それを知っている当事者は、 すが、これは、能力の問題ではありません。たとえば、裁判所の制度では、調停が不調に終わった場合、裁判に移行し え経験していても、 その理由は、ひとつには、意見提供者のほとんどが調停の十分な実経験がないという事実、さらに、ひとつには、 欠けていたような気がします。第二に、調停に関していえば、調停の周辺的議論が目立ったという印象を受けました。 通して語られてきました。そのため、新たな紛争解決方法の議論としては、社会全体に訴えるダイナミックさと迫力に 授が中心になって展開する議論は、それが意味深いものであるという事実は別にして、常に法と法制度というレンズを 言うようになるのです。 ます。裁判とは、 強制的で拘束力のある判決を出す方法であり、調停での発言は証拠として使われる恐れがあります。 当事者が本音で話していないという可能性に起因すると思われます。誤解のないように申し添えま 初めから慎重になり、時には大げさに、時には少なめに、言質を取らせないようにものを たと

律の専門家や学者に話すことで、 として、調停とADR全体の底上げに大きく寄与することになるに違いありません。 意見交換し、時には議論された事柄を調停で実践し、再確認するということも考えられます。そのような参加は、 当事者と本音で語ることを生業とする調停委員は、 感情、 関心事、 調停委員は、現在のADR議論に新たな視点を提供することができます。 腑に落ちない事柄、さらに話し合いの流れを変えた言動について、気がついたまま法 このような現状を改善することに貢献できます。 調停中に観察し

・b 臨床法学発展への寄与

業と非臨床作業のかつてない融合を垣間見ることになる」と述べておられます。そのような領域こそ私が目指している(エ) 臨床法学教育を担当されているチャールズ・D・ワイセルバーグ教授は、 しております。 連機関との関係などについて、 ものであり、 タイプの研究、 談の仕方、 ル・クリニックやエクスターンシップと呼ばれる実習制度、 臨床法学とは、 日本では二〇〇四年の法科大学院の設立によって注目され、 依頼者の個人的語りを法的要件にまとめる手法、 それは、 それは、 医学で実践されているような類の臨床研究です。 法が適用される現場において、 また、 複数現場に共通する実状を掬い上げ、そこに通低する事実を理論的にまとめていく、 現場の経験なくしては到達できない領域でもあります。 具体的な事柄を学んでいきます。 法のより良い使い方について研究する学問です。 必要書類の作成方法、 あるいは模擬裁判といった講座を利用して、 カリフォルニア大学バークレー校のロースクール しかし、私は、もう少し別なタイプの臨床法学に 実践されるようになりました。 臨床法学を深く研究すればするほど「臨床作 法律事務所の機能、 米国では 学生は、 法律事務所と関 依頼者と といった 九六〇年 リー

それをどう受け止めているのかについて、 てきました。 そのような判決に至ったのか解説し、弁護士は事件の予想される結果について依頼人に説明し、学者はそれらを議論 決や法適用を受けるとき、 考えて見ますと、これまでずいぶん長い間、 しかし、 その法の受け手である側、 当事者がその事実と適応法をどのように理解しているのかは、 彼らの声が聞かれることは多くありませんでした。自らの将来を左右する判 法は専門家の視点からのみ語られてきました。 たとえば判決を執行される被告、 法に従わされる依頼人や一般市民が、 その当事者が本当に反省し、 判決を下す判事は、 何

立ち直ることができるかどうかを左右します。

ところがその点については、

現在、

ほとんど研究されていないのです。

弁護士は依頼人とそのような話し合いを行っていると思いますが、それは守秘義務に守られ一般の耳には届きません。

摯に聞くことで、はじめて、 刑事事件の分野で、 法の受け手の意見を知る必要性を、 同種の犯罪を何度も繰り返す『職業犯罪人』という言葉がささやかれています。 彼らを真に犯罪から引き離すためには何がなされるべきか、その当事者にとって、どのよ 我々に伝えている言葉はないと思います。彼らの声を表面的ではなく、 この言葉よ

うな矯正措置、対応、反省、指導が有効なのか、について知ることができるのではないでしょうか。

このようなタイプの臨床研究は、その発端を現場に負っています。現場で注目した些細なことが、大きな研究として

原則は複数あり、 が正しいと信じている状況とは、どちらか一方を正しいと決めることで問題は解決されるという従来の考え方からする ることに気がつきました。つまり、調停の場で正義と正義がぶつかり合っているのです。しかし当事者の双方が、自分 非常に多くの当事者が「あなたの言い分は公平ではない、正しくない、間違っている」と、正義を口実に相手を攻撃す 結実することがあります。 (3)偏った解釈を正義原則に当てはめ自己を正当化し、相手を攻撃する、さらに、(4)攻撃のために利用される正義 と信じるから怒るのだ、しかし、(2)人は置かれた状況を自分に都合の良いように解釈する性向を持ち、 と、矛盾しています。これをきっかけに、紛争における正義の研究を始めた博士は、当事者とは、(1)自分が正しい という言葉をよく耳にしますが、このようなコメントの背後にはドイッチ博士の研究があるといえましょう。 かつてニューヨークの隣人調停センターで調停人として働かれたことがあります。ある日、 人は、 時と場合によってそれらを使い分けるという事実を突き止めたのです。 モートン・ドイッチの正義の研究はその好例です。 社会心理学者のドイッチ博士は、 近頃、 彼は、 正義はひとつで そのような 調停中、

私自身、

もっと小さなスケールですが、

同じような経験をしたことがあります。

九州大学着任後、

学生に紛争につい

と く 言 せん D 、 真 よ 。 (76-1・2-86) 86

ずに調停について語ることは不可能です。どうしたものかと思案しておりましたが、 るように問題消滅したのです。 ない印象を受けるのです。 て教える準備をしていたときのことです。 かなり多くの文献に当たったのですが、書かれている事柄に合点がいかない、 しかし、 解決のヒントは、ごく簡単なひとつの言葉でした。 コミュニケーションは調停技法の中核をなすものです。 なかにどうしても上手く教えられない項目がありました。 それが、 どれも私の経験としっくり合わ コミュニケーショ ある日、 コミュニケー まるで霧が晴れ

人に伝えるために話すコミュニケーションを表とするなら、 て話し合います。 ができます。つまり、 人や家族との個人的会話は裏のコミュニケーションと呼べる、 ンには表と裏があり、 られる方ですが、 そのとき私は、 調停とは当事者が裏の会話、自分でも忘れたいような事柄について話し合う場なのです。 その方が大学の広報に書かれたエッセーを読んでいました。その中で北山さんは、 北山修さん、 それは、 調停では、 演説や講演のように大勢の人に向かって行うコミュニケーションは表のコミュニケーション、 人に伝えるため、 昔フォーククルセイダースというグループにいて、 当事者は、できることなら人には聞かせたくないこと、 知って欲しいために話すコミュニケーションとは全く異質のものなのです。 調停のコミュニケーションは裏であるといえます。 と書かれていました。この理屈は調停に当てはめること 現在は九州大学で心理学を教えて 口にはしたくないことについ この事実を認識すること コミュニケー

和感を持ち続けたのは、 なしに、 たからです。 調停のコミュニケーションは語れないと、 しかし、 もし、 コミュニケーションに関するほとんどの説明が、表のコミュニケーションを土台になされて 私が調停を行った経験がなければ、文献に接したときに、そのような違和感を持ったで 私は考えます。 私がかなりな数の文献に当たったにもかかわらず違

現場での経験だという事実です。非日常的で不自然なことに心を留め、 ここで注目していただきたい点は、 正義にしても、 コミュニケーショ 学者や専門家に研究材料として提供できるのは ンにしても、 私たちにそれを気づかせるの

87 (76-1 • 2 -87)

調停委員はそれを把握できる最短距離にいるということなのです。

# 一・c 未来に向けた紛争解決手段の構築

の直感は不可欠であり、

は 話し合われます。そうでなければ、紛争は解決しません。しかし、ここで肝心なことは、過去の出来事について話すと 重要な点を突いています。紛争とは過去の小さな不満が拡大したものといえ、当然、調停では、過去の出来事について 題解決ができない、これでいいのか、と訊ねられたことがありました。この問いはまったく思いがけないものでしたが は日々ご覧になっているはずです。そんな時、それについて相手と話し合い、過去の清算をし、心の整理を付けること から話すのです。将来に向かって歩み出したいのに、過去の事件がその足を引っ張る、という状況は、 過去について話すのではなく、これから新たな人生を切り開くうえで、過去を過去として葬り去ることが必要だと思う いう行為ではなく、その姿勢なのです。換言すると、調停の席で当事者は、相手の過失を証拠立て、責め立てるために とではありません。 調停は未来志向であるとよくいわれます。しかしその意味は、 非常に大切なことであり、調停は当事者がそれをすることを可能にする方法なのです。だから未来志向といわれる かつて、私は、ニューヨークでトレーニングした一人から、未来の話ばかりしているとなかなか問 調停の席で当事者は、 未来について話し合うというこ 調停委員の皆様

席で、 とするはずです。暴力で問題を解決するという習慣に戻ることはないのです。そのためにも、調停委員はできるだけ同 な解決方法を体験した当事者は、 の舞台にいまだに現れて来ない」からだ、といいました。私は、 題解決するということを体験できるよう、 通じて話し合いで解決すること、 アーレントは 世間には、そう信じ、実践しようとする人が極端に少なく、そのために話し合いは暴力に取って代わることができ か のではないでしょうか。 当事者が相手と対面し、 この未来志向という言葉は、 国際問題で暴力闘争が終わらないのは、「この最終的な採決者 調停委員の貢献は、 自分の言い分を明確に主張し、 その後にトラブルに巻き込まれても、 解決できるということを体験する機会を当事者に提供できるのです。 私たちが考えるより、 手助けしていただきたいのです。 今後、この分野でも期待されてくると思います。 相手の言い分も冷静に聞き、 ずっと大きな可能性を秘めています。 話し合いは、 調停で、 暴力に代わる解決方法だと思いま (暴力の意) あるいは自力で話し合って解決しよう に取って代わるものが政治 自分自身の心と頭で考え問 調停委員は、 か 一度、そのよう つてハンナ・ 調停を

こと、 力ほど明確で力強くはありません。それを実証した研究者が、 が開発され、 で激動の六〇年代、七〇年代、 に改善することを実証しました。そのような第三者とは、言うまでもなく、調停人です。そうした研究を土台に、 しかしながら、アーレントのコメントは真実を突いています。 対立した利害をもつ人が直接話し合っても上手くいかないこと、そこに第三者が入ってもやはり上手くい しかし、明白な目的意識を持ち、どのように話し合うかを知った第三者が入ることによって、話し合い 調停人向けトレーニングの必要性が認識されるようになったのです。 様々な社会問題を解決するための手段として調停が試みられるようになり、 前述のモートン・ドイッチです。 話し合いは、 それだけでは紛争解決の方法として、 彼は、 すでに一九五〇 調停の技法 が飛躍的 かな

講 紛争をなくすためには、私たちは、個性や欲望、プライドをなくし、ロボットのように画一的な生き物にならなければ うひとつの可能性を示唆しています。紛争は、私たちに個性があり、欲望やプライドがあるから生じるのです。ならば、 調停は、 当事者が話し合いによる解決を実体験する場である、という考え方は、暴力防止策として調停が果たす、

ならないのでしょうか。しかし、人間は、個性や欲望があるから人間なのです。私たちは人間性を暴力撲滅と引き換え と恨みを残し、その解決は表面的であり、 にすることはできませんし、同時に、暴力を紛争解決方法として受け入れることもできません。暴力は受けた側に怒り 再発の危険性を深くはらむという点から、本当の解決とはいえません。とい

うことは、私たちに残されていることは、暴力以外の紛争解決方法について考え、実践していくことだといえます。

期待したのだが、それは誤算だった、調停件数は増加の一途であると発表したのです。その理由は、 催されました。そのとき調停制度の責任者は、調停導入によって紛争件数が減少し、調停も徐々に少なくなっていくと で紛争を組織の中で解決するために独自の調停制度を設置し、 るということを実践し始めたのです。 からだそうです。 この点について、ひとつ良いお話を紹介いたします。米国の郵政公社、USポスタルは、一九九八年より、全米規模 普通の状況では上司や同僚に対して口にできない不満や不愉快さを、調停なら安心して伝えられることを学んだ つまり、 彼らは、 調停によって、紛争が紛争になる前に話し合い、お互いの不愉快な気持ちを解消 実施しています。開始二年後に調停人に対し報告会が開 USポスタル の職

停に関しては、犯罪の被害者は、加害者には会いたがらないとよく言われます。そのような気持ちは、 し合うという親子調停、 このような調停の効能は、 犯罪の被害者と加害者が話し合う被害者加害者調停などに良く現れています。 何度も補導された少年が、法を犯し本当の犯罪者になる前に、調停人を交え親や隣人と話 私にも理解でき 被害者加害者調

ます。 害者自身に向けられることがあるといわれています。そうならないためにも、被害者は、 気持ちになりかねません。心理学では、解消されない怒りは、内向し、まったく無関係の人に向けられる、 親子調停のような使い方でも、暴力防止には十分役立つと考えられます。 者調停は特別であり、 確信できる話し合いの場を提供することで、それができるのはそのような訓練を受けた専門の調停人です。被害者加 うことが必要なのではないでしょうか。そのとき大切なことは、顔を合わせても安全だ、話しても大丈夫だと被害者が で生きていかなければならないのでしょうか。友人や家族に話しても、それは単なる愚痴と取られ、かえってむなし 被害者は心の不安や怒りをどのように解消したらいいのでしょうか。その後の人生を、不安や怒りを抱えたまま 調停は任意であり、 日本で近い将来実行されるとは思えませんが、そこまでいかなくても、 それでなくても傷ついた被害者の希望は尊重されなくてはならないでしょう。 加害者と直接会って、話し合 USポスタル、 しかし、 あるいは被 あるいは それ

り調停委員の意識と調停委員を取り巻く環境の変化について述べていきます。 以上、 調停委員が調停について語る必要性について述べてきました。それでは、 これから、 語るための必要性、 つま

## 第二節 語るための必要性

## 二・a 意識を持って調停すること

うな調停を実践するのか自覚していることです。それはまた、 調停について語るためには、 何よりも、 意識を持って調停することが必要です。 調停理念を念頭に調停をすることだともいえます。 つまり、 自分は何のために、 どのよ

知のように、

講

同席調停の手法とは、

をどのように言い換えるかという調停人の判断基準といえますが、同時にそれは、自分は何のために、 術ではないと思います。それは、状況を読む力であると私は考えます。状況を読む力とは、 当事者が口にしたどの言葉 何を基本に調停

をするのかという、調停人が掲げる調停理念や価値観・個性に通低するものでもあります。

分かってきたのです。それが、私の調停理念でした。 ました。そのようなことを繰り返しているうちに、私が考えることにひとつのパターンというか、 終わりまで、映画を見るようにたどるということを行いました。私の言葉を聞いて当事者が見せた反応、 つの言葉を口にするときのためらいなどを思い出し、何故そうなのか、もし私がその言葉を使わなかったらどうなった 私事で恐縮ですが、私は調停人として働き始めたころ、調停終了後、 他にもっといい表現はなかっただろうか、といったことを考えるのです。時には、当事者に直接尋ねることもあり 電車の中や喫茶店で、その日の調停を初めから カラーがあることが 当事者がひと

どい言い方ですが、 れに導かれながら調停することが求められているのです。もちろん、その理念がどのようなものであるかは、 ることだと私は考えます。 り所とする調停理念が異なるからであり、その違いは、言い換える言葉の選択と言い換える表現に出てきます。 裁判所の調停、 弁護士の調停、 意識を持って調停するということは、 特別な資質や高度な技法を必要としない代わりに、調停人は、自らの調停理念を念頭に、 仲裁センターや各種の相談センターの調停が同じでないのは、 調停人が自らの調停理念を自覚し、それに依拠しつつ調停す そこで働く調停人が拠 調停を実 回りく

施する各組織と調停人自身の価値観によることです。

# 調停委員を取り巻く環境につい

が必要です。しかし、それだけでは十分ではありません。当然ですが、調停委員が有効な語りを実践するためには、 責任の強化、 らを囲む環境面からの支援も不可欠です。そのような支援とは、私の意見では、調停実施における調停委員の自主性と 決方法です。それを真にそのようなものにするためには、調停委員自身が意識を持って調停し、それについて語ること 最後に調停委員を取り巻く環境について、少し述べさせていただきます。 それに包括的なトレーニング制度の設立という二点に集約されるのではないかと思われます。 調停は大きな可能性を秘めた新しい

## 自主性と責任の強化について

のについては責任が明確に求められていないように見えます。そのような環境は、調停が上手くいっても、 に欠けるのではないかという印象を受けました。それは現在も同じです。外部からの観察だけで発言することをお許 いただければ、 私が九大に着任した当時、すでに七年前になりますが、 私には、裁判所の調停制度は全体的に調停委員に対する縛りが強く、それにもかかわらず、 裁判所の調停は米国の調停に比べ、 調停委員の自主性と責任 いかなくて

も同じだ、という意識を調停委員に植え付けてしまうのではないでしょうか。仕事とは、自ら考え、工夫するからこそ

求められない環境で、調停委員が、当事者を尊重し、当事者を主体とする調停を実践するということは、不可能では

この点については、ここで私がわざわざ述べる必要はないことでしょう。

いえますが、

楽しく、責任を求められるからこそ、やりがいを感じるのだと思います。この両方が欠けたとき、人はやる気を失うと 93 (76-1 • 2 -93)

しかしながら、

自らが主体性を

には、 それが正式なやり方であると決めたほうがすっきりするのではないでしょうか。反対に裁判所側としては、 せて本当に問題は生じないのか、不安を持たれることと想像します。しかし、そのような不安は、調停人の能力という 自分の顔で当事者と対面し、自分の頭で判断し、自分の口で発言することができます。こう申しますと、すでに実質的 いは男女二人だけで調停できるように環境を整えることです。そうすることによって、調停委員は、(裁判所ではなく) を設立することを提唱いたします。平たく言えば、現行の三人調停から裁判官・調査官をはずし、調停人が単独、 調停委員に自主性と責任感を与えるために、私は、調停を裁判から独立させ、新しくADR(または調停)専門部門 調停委員二人だけで片付けています、と言われる調停委員もおられるかもしれません。それならなおさらのこと、 すべてを任 ある

裁判所側の調停人に対する信頼の問題であるように私には思えます。

うになり、 できるようになります。さらに、(3)調停を完全非公開にすることによって、当事者は安心して本音で話し合えるよ 受けます。 きな無理があります。そして、その無理は、日本の調停制度では調停委員が負う形でこれまで続いてきたという印象を 事者主体の調停をするのか、という迷いから抜け出すことができます。調停と裁判は、 裁判から独立させることによって、裁判所は、性質の異なる紛争解決手続きを、複数、同時に矛盾なく実施することが 裁判官が調停委員会から抜けることで、(1)裁判官は裁判に集中でき、(2)調停委員は司法的調停をするのか、 強制力を土台に拘束力のある判決を下す裁判と、当事者の目線で話し合う調停を、 それは結果として調停内容の充実に繋がります。一九七六年、ポンド会議においてハーバード大学のサン 調停制度設立後八〇年、そろそろ、そのような束縛から調停委員を解放する頃ではないでしょうか。 同じ土俵で実施することには大 まったく異質の紛争解決方法

ピュ ど難しい、 け、 を行うという新しい役割を担います。 ADR専門家のリストを作成し、 教授が提唱された ター と言うより、 を駆使し、 必要な事務手続きを行い、 "複数ドアの紛争解決" 意外と簡単なことではないかと思います。 市民が希望すれば 法テラスの責務と類似しますが、 を日本で実践するわけですが、 すべての事件の経過を鳥瞰図的視野 裁判だけでなくADRの実施を提供し管理するのです。 訴訟だけでなく紛争全般にわたる相談を受け付 そのとき、 から運営・管理することはそれほ 裁判所は事件の総体的な管理 コン

使い 技量 に触 所の が侵入することではない 践する、 ような市民 会には、 裁判所がこのようなADRサービスを提供することは、 が 今後もっともっと発展して欲しいと願っています。 れないよう、 ADRU, 勝手の良い紛争解決方法を、 または A D R 部門 を 設立 し、 裁判所は、 Ĺ۷ そのような環境づくりが実現することを願って止みません。 時間がかかってもいい、 ると考える人もいます。 の必要性に応えるために、 専門 手っ取り早く紛争解決して欲しいという人は沢山います。 税金で維持されている組織です。税金で賄われている以上、日本国民に対し、裁判でもADRでも、 \*士業、が実践するADRとは根本的に異なるといえます。私自身は、 か というご意見が出るかと思います。 "士業" 廉価で提供する義務があると思いますし、広く社会全体に奉仕するという点で、 意識のある調停委員やADRの専門家が自主的に、 人目に触れてもいいから、 裁判所がADRを充実させることは決してやぶさかではない のADRはそのような人のために存在しているといえましょう。 社会には、 \*土業\* 裁判所で解決して欲しいという市民もまた沢山 紛争解決という意味では、 と呼ばれる専門家が実践する紛争解決分野に裁判所 有料でもいい また、 から、 特殊な問題で、 責任をもって実効的なADRを実 自分の都合の良いときに、 士業のADRにも賛成であ それはそのとおりです。 解決には専門知識 と私は考えます。 おり、 しか 裁判 その 人目 社

演 講 -b ii 言うまでもないことですが、 包括的トレーニング制度の設立について 意識ある調停を実施するためには、トレーニングは欠かせません。 トレーニングは調停

容ではなく、裁判所内に包括的なトレーニング制度を設立することを提案したいと思います。私が意図しているのは 委員は、トレイナーの卵として、新人の実地訓練を次年次から担当します。(4)それを毎年繰り返すことによって、 先輩が後輩を指導するといった徒弟形態に範を置く、自主的で持続的、かつ自給自足的な制度です。具体的なやり方に ある調停委員を選び、トレイナーになるためのトレーニングを実施します。(3)そのトレーニングを受けた先輩調停 は、(1)年度初めに、新人トレーニングを新規採用の調停委員全員に実施します。(2)数年後、彼らの中から素質の かなり熱心に充実したトレーニングが行われているように見受けます。そこで、ここでは、トレーニングの内 考えさせ、やる気を起こさせます。しかし、観察したところ、調停委員の間では、 すでにロールプレイ

裁判所内でトレーニングの自給自足が可能になるというものです。

を間に行う言い換えの作業は、極度な集中力を要求し、調停人を疲労させます。元気のある若い調停委員を養成するこ ない人もいるということですし、当事者とウマが合う、合わないも、調停の質を左右することがあります。そして可能 縦型の連想をしないように気をつけたいものです。人間に個性があるということは、調停が得意な人がいれば、 でるといった相乗効果も期待できます。しかし、このとき、調停が上手い上手くない、イコール、良い良くないという 白に伝えることができ、(i)調停委員の能力を的確に評価することができます。調停委員にとっては、(iii)どのよう な調停をすればいいのかが示され、 包括的トレーニング制度の樹立によって、裁判所は(i) 調停委員の採用年齢を下げることです。 調停がやりやすくなり、(iv)上手い人はトレイナーになる道が示され、やる気が 調停の知られざる事実に、 調停委員に何を期待しているのかトレーニングを通じて明 調停は疲れる、 があります。 対立している人

供という直接的な支援もありますが、

裁判所がADRセンターの委託を受け、

調停トレーニングを実施することも、

その形としては、

トレーニング資金の提

し裁判所が包括的トレーニング制度を樹立した後なら可能ではないでしょうか。

家の養成トレーニングに対し援助を提供するということはいかがでしょうか。

とで、実効的で切れの良い調停を国民に提供することが可能になります。

会に根付くためには、 の法改正に期待したいと思います。 確かに大きな成果でした。 起こるのではないかと懸念されます。ADR促進法の制定は、 施設や設備の費用、 成の費用負担を軽減することができます。 トレーニングに参加させることも一計ではないかと思います。 全国各地に設立されている専門士業が運営するADRセンターから専門家を裁判所に送り、そのような 事務費、 政府からの十分な支援が必要です。 その中でトレーニングに関し何も触れられていなかったのは少し残念ですが、 そしてトレーニング費も自ら賄っています。これでは負担が多過ぎ、 ADRは新しい方法です。 現在、 各地の民間センターでは、 支援のひとつとして、 日本のADRが初めの一歩を踏み出したという意味で、 その理念も新しく、 それによって、 専門家がボランティアとして働い 各地の民間ADRセンターは、 ADR業務の認証と引き換えに、 それが制度として成り立ち、 長い間には息切れが その点は今後 専門家養 ている他 日本社 専門

そしてトレーニングを受けた専門家に、 一定期間裁判所でボランティアとして働くことを義務付けるのです。 それ

ながら、 耳にします。 きることになります。 専門家は調停人として活躍できる必要最低限の経験を積むことができるのです。 裁判所は、 裁判所でボランティアとして奉仕することによって、この問題は解消できますし、 裁判所の調停人の層を厚くすることができます。 調停トレーニングを受講しても、その後、 実際に調停をする機会があまりないという意見をよく ADRセンターとしては、 ボランティア期間が終丁した 裁判所の事件を調停し 調停人の実地訓

後は、

自らのセンターに復帰する、プロとして独立する、

引き続きボランティアとして残るといった道が開かれてい

97 (76-1 • 2 -97)

講

停を総体的に監督・指導する立場にたち、

包括的トレーニング制度を構築し、

トレーニング内容を定め、

調停人の養成を担うことによって、

裁判所は日本の

その質と理念を維持することができるようになります。

このとき、

私がお願

味深いことだと思います。 ことになります。このようなトレーニングに、 研究者や法学部の学生を入れることも、 臨床法学の見地からは非常に意

態度に徹している。 務も負っていないのです。さらにパヴリッチは、これによって調停は、 は求められているのですが、それ以外は自主決定が許され、自らの判断で調停を実行し、裁判所への調停内容の報告義 設けたが、個々の調停に関しては、調停人の手腕に任せ、合意内容に口を挟むことはなく、その独立を尊重するとい という言葉で表現し、説明しています。いわく、行政は、隣人調停センター制度の枠組みを構築し、 Fragmented(分散された正義)』において、カナダにおける行政と隣人調停センターの関係をリモート・コントロ の自主性に任せて欲しいということです。カナダのジョージ・パヴリッチ(George C. Pavlich) れることなく独立を保ち、独自の領分を維持していくことができるようになったと述べています。 したい点はひとつ、 つまり、隣人調停センターで働く調停人は、調停の実施手続きや社会人として社会規範を守ること 調停制度の外枠と基本方針を設定した後は、 細かい点に口出しせず、各ADRセンター、 司法制度内にありながら、 は、 司法制度に巻き込ま その著書『Justice 基本的運営規則を

羊飼いと羊の群れを例に使い、さらに含蓄のあることを述べています。 Rセンターと調停委員を尊重するということではないでしょうか。パヴリッチは、 より良い調停を行うために個々の調停人は当事者を尊重し、より良い調停制度を維持するために裁判所はAD いわく、羊飼いは個々の羊の福祉を願って働く。 リモート・コントロ | ル

個々の羊の安全と平穏は全体の福祉に寄与すること、そして、個々の羊の福祉は全体の安全と平穏に

だが羊飼いは、

依っていることを知っているのである。

ります。本日は、貴重な機会をいただきありがとうございました。 開していくことが求められています。皆様、どうぞ勇気を持って実行してください。皆様のご活躍に心から期待してお 方法の構築に向かって、調停委員が心から当事者の声を聞き、積極的に発言し、学者や法曹との協働を先頭に立って展 願いつつ、現在何がなされるべきかについて簡単に述べてきました。ADRの発展、 つたない意見ではありますが、 日本の調停が社会の中で将来にわたって重要な役割を果たし続けていくことを 臨床研究の発展、 新たな紛争解決

停委員の皆様に心からお礼を申し上げる。 加えたものである。貴重な機会を下さった仙台調停協会に感謝し、当日会場にお集まりくださった多くの裁判所 本稿は二〇〇七年九月一四日仙台市で開催された第五五回調停委員東北大会にて発表された基調講演に若干手を

- 2 1 ワイセルバーグ、チャールズ・E、アメリカの臨床法学教育に関する二つの展望、法律時報七九巻二号、一七一二三頁 アーレント、ハンナ。山田正行訳、暴力について、みすず書房、二〇〇二、九〇頁
- 3 のがサンダース教授です。 唱してきた亡きラスコー・ポンド弁護士の努力に敬意を表する意味で、ポンド会議と命名されました。 一九七六年の米国弁護士協会全国大会は、弁護士協会として正式にADRを承認した大会であり、 そのとき基調講演をされた それまで一人でADRを提
- (4) George C. Pavlich, Justice Fragmented, Routledge, London and New York, 1996, p8